

徳島県告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十二条の二第一項の規定により、
次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年二月六日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日
弁護士法人エジソン法律事務所	東京都千代田区神田錦町一―八―一 一錦町ビルティン グ四階・八階	徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務に係る公金の収納の事務	令和七年十月一日
			令和七年十一月二日
			委託年月日